

可茂消防事務組合公式SNS運用方針

可茂消防事務組合（以下「組合」という。）が運用するソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）の運用方針を次のように定め、組合が運用するSNSでの全ての利用者（以下「利用者」という。）に適用します。本方針にご同意の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

1 目的

組合の魅力を積極的に発信し、利用される住民の利便性の向上と、安全安心情報の発信を図るため、公式の情報発信手段の一つとして、民間企業が提供するSNSの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めます。

2 運用するサービス

組合が運用するSNSは、次のとおりとします。

(1) X

アカウント名：可茂消防事務組合公式

(2) YouTube

チャンネル名：可茂消防事務組合公式チャンネル

4 運用管理者及び発信主体

組合が運用するSNSの運用管理者は総務課長とし、発信主体は、組合に所属する職員とします。

5 情報の発信時間

SNSの運用時間は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、災害に関する情報及び管理者が必要と判断した場合は、この限りではありません。

6 発信する内容

運用するSNSでは、組合における次の情報を発信します。

(1) 火災予防に関する広報

(2) 組合が主催又は参加するイベント

(3) 各種消防業務に関する情報

(4) その他組合に関する情報で、管理者が必要と認めるもの

7 運用するSNSへの投稿等に関する対応

可茂消防事務組合が運用するSNSに関するご意見、コメント及び問い合わせについては、原則、個別の対応はいたしません。なお、返信や回答が必要なご意見やご質問に関しては、組合の代表メールアドレス (soumu@kamo-fire.jp) に送信してください。

8 知的財産権の帰属

知的財産権の関する取扱いは以下のとおりです。

- (1) 組合が運用するSNSに掲載されている映像、音声、画像、イラスト、掲載記事等に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、組合又は正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 内容について、「私的使用のための複製」及び「引用」など著作権法（昭和45年法律第48号）において認められた場合を除き、無断で複製及び転用をすることを禁じます。

9 禁止事項

組合が運用するSNSを利用するに当たって、利用者が次のいずれかに該当する投稿を行った場合には、利用者に断りなく、全部又は一部の削除、その他必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 組合、他の利用者、特定の個人、企業、団体等をひぼう、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷付けるもの
- (3) 犯罪行為等を誘発又は助長するもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害又は侵害するおそれのあるもの
- (6) 政治又は宗教的活動若しくは広告、宣伝、勧誘、営業活動等（ウェブサイトの紹介等含む。）営利を目的としたもの
- (7) 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
- (8) 人権、思想、信条等の差別を助長するもの
- (9) 同一の利用者により繰り返し投稿されたもの若しくは同一内容又は内容が似通っているもの
- (10) 他者になりすます等虚偽や事実と異なる情報及び正否を確認できない情報等を掲載するもの
- (11) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 上記のほか、組合が不適切と判断したもの

1 0 免責事項

- (1) 組合が運用する SNS については、細心の注意を払い情報を発信しますが、情報の正確性、完全性及び有用性について、完全に保証するものではありません。
- (2) 組合は、利用者が SNS を利用したこと、又は利用できなかったことによつて生じるいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 組合は、運用する SNS における利用者の投稿若しくは利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争などが発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (4) 運用する SNS は、提供する各事業者のシステムによって運用されているため、それぞれのシステム運用や技術的な質問に関して、一切の回答をいたしません。

1 1 個人情報の取扱い

組合が運用する SNS において取得した利用者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び可茂消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年可茂消防事務組合条例第 1 号）により適正に管理するものとします。

1 2 その他の事項

- (1) SNS からの火災、救急及び災害時における救助等に関する通報は受け付けません。緊急時には 119 番通報をしてください。
- (2) 本方針の内容は、組合ホームページに掲載して周知します。また、本方針は必要に応じて変更することがあります。変更した際には、その都度ホームページにて周知します。

1 3 運用

この方針は、令和 5 年 10 月 5 日から適用します。